参考資料

行政サービスの利用者の負担に関する基準

H20.7 長野市行政改革推進局

１　利用者の負担に関する基準の基本的な考え方

(1) 利用者負担の原則

市が提供する様々なサービスに要する費用は、市民からの税金によって市民全体で負担しています。しかし、特定の人だけが利用するようなサービスの場合、そのサービスを利用しない市民の税金も投入されており、利用する人と利用しない人との間に税負担の不公平が生ずることになります。

そこで、サービスを利用する人としない人の公平性が確保され、市民全体が納得できるものとするために、サービスを利用した人に、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めていくことを原則とします。

(2) コスト算出方法の統一

市のサービスに対し応分の負担を求めるためには、前提となるサービス提供に要するコスト（原価）を明らかにするとともに、サービスを利用する人に不公平が生じないよう、コストを統一的な方法によって算出するものとします。

(3) 負担額算定方法の明確化

利用者の負担額の算定では、できるだけ市民や利用者にわかりやすいルールが必要ですが、市が提供するサービスは多岐にわたっており、それぞれの内容・性質によって利用する人が受ける利益も異なることから、利用者の負担と税による負担を一律の割合とすることは適切でないため、市のサービスをその性質によって類型に分類し、その類型ごとに一定の利用者の負担割合を定め、サービスのコスト（原価）に対し乗じた額を利用する人の負担とするという方式を算定の基本的な考え方とします。

【利用者の負担額の基本的な算定式】

利用者の負担額 ＝ サービスのコスト総額（原価） × サービスの類型による利用者負担割合

(4) 利用者負担額の見直しサイクルの明確化

税による負担と利用者の負担、市民相互の負担のバランスを確保するためには、社会経済情勢の変化や施設の利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に見合った負担額とする必要があることから、原則として３年ごとに利用者負担額の見直しを実施するものとします。

２　コスト（原価）の範囲

(1) サービス提供に要するコスト費目

市がサービスを提供するために要するコストを大別すると、表１のとおりになります。

なお、講座等で使用する材料・テキスト代など、利用者が実費を負担している費用は、市のサービス提供に要するコストに含めていません。

【 表１　サービス提供に要するコストの種類と性質 】

区　分		費　目	性　質
役務提供費（施設の維持・運営・建設以外の経費）		役務提供のために直接要する講座開催等に伴う講師派遣料・謝礼金、消耗品などの物件費・職員人件費など	サービスを利用することにより直接発生する経費で、ほとんどが利用の増減と連動するもの
施設提供費	施設維持・運営費	施設の維持・運営に要する光熱水費、複写機等の賃借料、施設・設備の保守点検料、日常的な施設の補修・維持修繕費、職員人件費など	施設を提供するため直接発生する経費で、施設を運営する限り必要となるもの
	施設建設費	施設建設費・大規模改修費 （減価償却費に相当）	施設を建設する際に税で負担した過去の経費で、利用の有無によって増減しないもの
間接的経費		本庁等の事業企画管理部門で間接的に従事する職員人件費など	役務や施設の提供とは直接関連しない経費で、利用の有無によって増減しないもの

(2) 利用者負担の対象とするコストの範囲

表１の市がサービスを提供するために要するコストのうち、利用者に負担を求める対象とする範囲は、表２のとおりとします。

【 表２　利用者負担の対象とするコストの範囲 】

区　分		対象	対象または非対象とする理由
役務提供費（施設の維持・運営・建設以外の経費）　①		○	**利用者がサービス利用することで発生する経費や、サービスを提供するために直接必要となる経費であるため、対象とするコストの範囲に含める。**
施設提供費	施設維持・運営費　②	○	
	施設建設費　③	○	**世代間での負担の適正な配分の観点から、施設建設費をコストの範囲に含める。なお、施設に付随する土地については使用によって償却するものではないことから、市民全体の資産として捉え、土地取得費（土地造成費を含む。）はコストには含めない。**
間接的経費		－	市は活動するための費用を税金としてあらかじめ得ており、役務や施設の利用とは直接関連しない経費まで利用者に負担を求めることは適切でないことから、水道事業など法令や国の基準等制度によって対象に含めるよう定められているものを除き、対象に含めない。

３　コスト算出方法

(1) コスト算出の具体的な費用構成等

コスト算出の具体的費用構成及び費用ごとの算出方法は、次のとおりとします。

【 表３　コスト算出の具体的費用構成 】

<table>
<tr><th>区　分</th><th>費目区分</th><th>具体的な費用科目・積算方法等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">役務提供費

施設維持・運営費</td><td>物　件　費</td><td>・ 賃金等（嘱託・臨時職員等の賃金）
・ 共済費（嘱託・臨時職員社会保険料等）
・ 報償費（講師謝礼金等）
・ 旅　費（講師旅費、交通費等）
・ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費、物品等修繕料等）
・ 役務費（通信運搬費、火災保険料等）
・ 委託料（施設・設備保守点検、清掃等の委託料等）
・ 使用料及び賃借料（複写機・パソコン等機械類のリース料、会場使用料等）
・ 備品購入費
・ 負担金
・ その他役務提供または施設維持・運営に直接必要となる費用</td></tr>
<tr><td>施設修繕費</td><td>・ 施設等修繕料
・ 工事請負費（大規模修繕費を除く。）</td></tr>
<tr><td>職員人件費</td><td>・ サービスに直接従事する正規職員の給与等
（職員給料、職員手当（退職手当金を除く。）、負担金（共済組合負担金）等）
※　職員人件費は、コストを算出する年度における職員人件費総額に基づく平均単価を用いる。
※　一人の職員が複数の業務に従事する場合は、年間勤務時間数に対する従事実績時間によって按分する。</td></tr>
<tr><td>施設建設費</td><td>――</td><td>・ 施設建設及び大規模修繕費を、減価償却費として算出
※　施設の耐用年数に基づき減価償却後の残存価格を10%とし、定額法によって算出する。
減価償却額　＝　（取得価格×90%）÷耐用年数
※　建物構造又は用途、細目、耐用年数欄は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による。
※　取得価格が不明の場合は、再建築価額により算出する。</td></tr>
</table>

(2) コスト算出方法

コスト算出では、サービス提供にどのくらいのコストを要したか、次の方法によってコストを算出するものとします。

① コストの算出の期間

決算額からサービスの提供に要した年間コストを、原則として３年度分算出するものとします。

② 同種同等施設の取扱い

公民館・体育館など、同じ機能・用途の施設を複数設置している場合は、施設間でのばらつきをなくすため、施設ごとに算出したコストの合計を施設数で平均したものをコストとします。

③ 複数のサービスが混在する場合等のコスト按分

異なる目的・用途で構成される複合施設や、一つの施設で複数のサービスを提供している場合、あるいは一人の職員が複数の業務に従事している場合などで、個別にコストが算出できない場合は、施設使用時間、占有面積、従事時間等によって按分して算出するものとします。

4　サービスの類型化

(1) サービスの類型化の考え方

市が提供するサービスが持つ性質を、公益・私益性、市場性の度合いを縦軸、市の実施義務の度合いを横軸として、次の視点によって相対的に比較し、類型化するものとします。

① 公益・私益性、市場性の度合いによる類型化

【公益的なもの】

○　生命安全確保、危機対応（消防、防疫、災害対応など）
○　市民の日常的な安全安心の確保、危険を防止するもの（結核検診、乳幼児健診など）
○　弱者を支援するもの（障害者施設、児童相談など）
○　サービスを利用する人数・量に制限がないもの（公園、公衆トイレなど）
○　個人が受ける利益よりも、社会全体や他の市民が広く受ける利益が大きなもの（義務教育、人権啓発、地域集会施設など）

【私益的・個人的・市場的なもの】

○　個人の余暇の充実、ゆとりを求めるもの（市民菜園・農園、成人学校講座など）
○　市民以外を対象としたもの（宿泊・物産品販売等の観光施設など）
○　民間事業者でも同じサービスを提供しているもの（駐車場、入浴施設など）
○　特定の人が利用した場合に占用され他の人が使えないなど、受けられるサービスに制限があるもの（会議室やホール等の貸館・貸室の使用など）
○　サービスを受けた効果・利益が個人に留まるもの（コンサート参加など）

② 市の実施義務の度合いによる類型化

法令、国の基準等制度により

○ 市に実施義務があるもの
○ 市は基本的に実施するものとされているもの（選択することはできる）
○ 市は実施に努めるものとされ、裁量的なもの
○ 市の実施義務について、規定されていないもの

(2) 具体的なサービスの類型

市が提供する主なサービスを具体的に類型化すると、別表のとおりとなります。

なお、類型化にあたっては、市が提供するサービスをできるだけ広く相対的に比較するため、法令や国の基準等制度で無料とすることが定められているもの（例：公立小・中学校の授業料や図書館利用料など）や、負担割合の基準が示されているもの（例：保育料など）も参考として記載しています。

５　利用者の負担割合の考え方

(1) 公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合

公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合は、サービスを直接利用する人と他の市民の受ける効果・利益を勘案し、表４のとおりとします。

【 表４　公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合 】

区分	性　質　・　内　容	負担割合の考え方	度合い	利用者負担
1	消防・救急、義務教育や地区の公園など市民の誰もが利用できるもの、市民や社会全体の知識向上や普及啓発を目的とする施設・相談サービスなど、サービスの効果・利益を市民や社会全体として広く受けるもの	**全額税負担**	公益的	小
2	文化施設など、広く市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶが、１のサービスと比べ一部に個人に留まる効果・利益があるもの	**一部利用者負担**		
3	社会教育・体育施設や保育事業など、市が公益的な目的から提供するサービスで、市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶ反面、利用者が限定されるものや利用者個人にサービスの効果・利益が留まる部分も多く、公益・私益の両方の性質を併せ持つため、利用者と税で負担を分け合うべきもの	**利用者と税で負担を折半**		
4	産業振興など主としてサービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるが、５のサービスと比べ一部に市民や社会全体にも効果・利益が及ぶもの	**一部税負担**		
5	観光施設など市民以外を対象とするもの、成人学校講座など個人の余暇の充実、ゆとりや健康的な生活のため個人の趣味に応じて選択的に利用するサービス、民間でも類似サービスが提供されているものなど、サービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるもの	**全額利用者負担**	私益的 個人的 市場的	大

(2) 市の実施義務の度合いによる負担割合

市の実施義務の度合いによる負担割合は、市が提供すべき法的義務・責任の区分に沿って、次のとおりとします。

【 表５　市の実施義務の度合いによる負担割合 】

区　分	A	B	C	D
性質・内容	市の実施義務について、規定されていないもの	市は実施に努めるものとされ、裁量的なもの	市は基本的に実施するものとされているもの（選択することはできる）	市に実施義務があるもの
負担割合の考え方	**全額利用者負担**	**利用者・税で負担を折半**	**全額税負担**	
度　合　い	裁　量　的	←→		義　務　的
利用者負担	大	←→		小

(3) 利用者の負担割合

公益・私益性、市場性の度合い（表４）及び市の実施義務の度合いによる負担割合（表５）と、費用の性質による負担のあり方を考慮し、利用者の負担割合を図１のとおりとします。

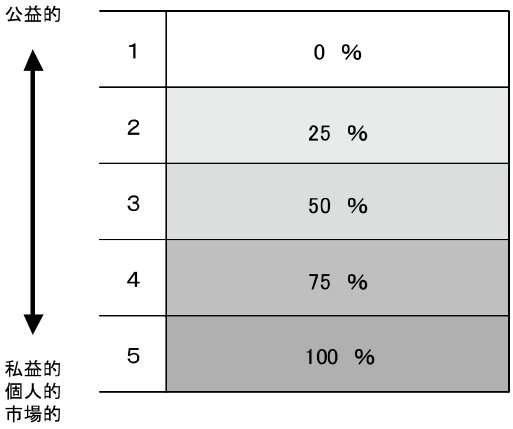
なお、次のサービスはこの基準による負担割合を適用することが馴染まないため、対象としません。

【負担割合の基準の適用を除外するサービス】

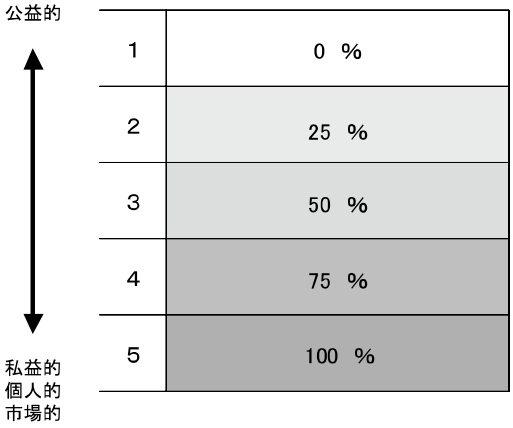
- 法令や国の基準等制度によって負担割合や負担額、算定方法が定められているもの
- 民間施設との均衡を図るため民間や近隣の施設に準じて料金を設定する必要性が強いもの（例：駐車場）

【図１　利用者の負担割合】

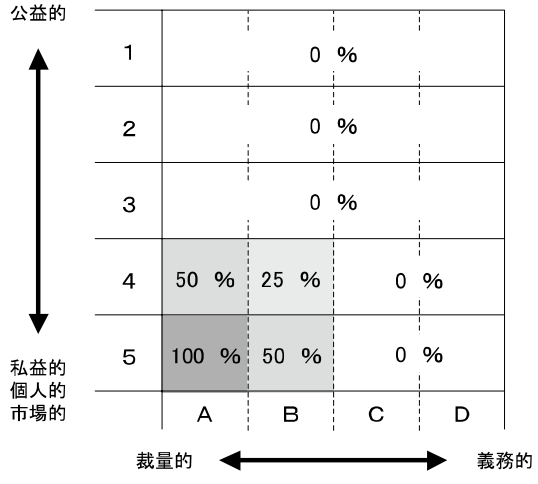
①　役務提供費



②　施設提供費（施設維持・運営費）



③　施設提供費（施設建設費）



【考え方】

① 役務提供費は、市の実施義務の度合いに差はありますが、サービスの利用に連動して発生する費用で、利用した人はサービスの利用に応じた効果や利益を直接受けられるため、公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合のみを適用します。

② 施設提供費のうち、施設維持・運営費は、利用した人はサービスの利用に応じた効果や利益を直接受けられるため、役務提供費と同様の負担割合を適用します。

③ 施設建設費は、利用の有無とは直接連動しない固定的な費用であり、市の設置すべき義務・責任を重くみて、税により負担すべき範囲を広く捉え、公益・私益性、市場性と市の実施義務の度合いによる負担割合の双方を適用し、利用者の負担は限定します。

市が提供するサービスの類型化結果と利用者の負担割合の区分（上記図１の１～５及びＡ～Ｄ）を組み合わせて整理した結果は、別表のとおりです。

(4) 負担割合の適用方法

利用者の負担額は、サービスの利用により必要となるコストの範囲に応じて、役務提供費、施設維持・運営費、施設建設費それぞれに算出したコストに対し、費用の性質ごとに定めた利用者の負担割合を乗じて得た額を、次のように加算して算出します。

■ 役務提供のみの場合 ・・・・ 役務提供費から算出（①のみ）
■ 施設利用のみの場合 ・・・・ 施設維持・運営費と施設建設費から算出（②③のみ）
■ 施設を利用して行う役務提供の場合 ・・・・ 役務提供費に施設維持・運営費、施設建設費それぞれの負担額を加え算出（①②③の合計）

【具体的な計算例】

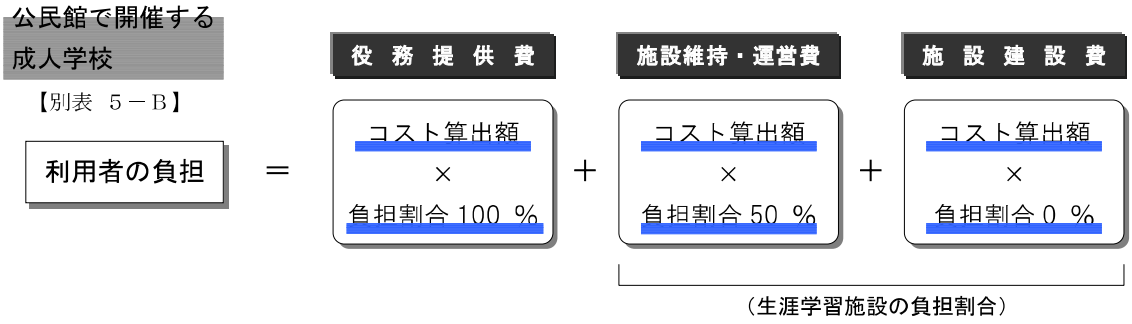
市民会館使用料
【別表 ３－Ｂ】

利用者の負担	＝	役務提供費	＋	施設維持・運営費	＋	施設建設費
		（該当なし）		コスト算出額 × 負担割合 50 %		コスト算出額 × 負担割合 0 %

○ 施設維持・運営費、施設建設費がそれぞれ年間総額 1,000 万円かかった場合
利用者の負担（年間総額）
＝ 施設維持・運営費 1,000 万円×50% ＋ 施設建設費 1,000 万円×0% ＝ 500 万円

【説明】・ 市民会館の使用は施設利用のため、役務提供費は該当がなく、施設維持・運営費及び施設建設費の負担割合のみを適用します。

・ 市民会館を営利目的で使用する場合は、同等同種のサービスである大規模ホールの負担割合（別表５－Ａ ビッグハット・エムウェーブ等）の利用者の負担割合である施設維持・運営費負担割合 100%、施設建設費負担割合 100%を目安とします。



○ 役務提供費、施設維持・運営費、施設建設費がそれぞれ年間総額 1,000 万円かかった場合
利用者の負担（年間総額）　＝　役務提供費　1,000 万円×100%
＋　施設維持・運営費　1,000 万円×50%　＋　施設建設費　1,000 万円×0%　＝　1,500 万円

【説明】・　成人学校の開催に伴うコストのうち役務提供費の負担割合は、別表５－Ｂの利用者の負担割合である 100%とします。

・　成人学校の開催による施設利用に伴うコストについては、成人学校が生涯学習を目的としているため、施設維持・運営費及び施設建設費は目的に対応した同等同種のサービスである生涯学習施設（別表３－Ｂ　市民会館・勤労者女性会館しなのき等）の負担割合を適用し、利用者の負担割合は施設維持・運営費負担割合 50%、施設建設費負担割合０%となります。

６　使用料等の見直し

(1) 利用率の向上、コスト削減の取り組み

市は、サービスの利用状況や現状での利用者負担割合を示すとともに、この基準に基づき使用料等を見直す場合は、見直しに先立ってサービス提供方法・提供内容の見直し、積極的な利用促進など、サービスの利用率、施設の稼働率向上を図るための取り組みによる収入増加と、コスト削減の具体的な目標を定め、利用者の負担増加を最小限に抑制したうえで、利用者に負担を求めるものとします。

① サービスの利用率の算出方法

ホール、会議室など施設を提供するサービスでは、利用されない日でも施設は稼動しており、利用可能な期間と実際に利用されている期間に差があることから、サービスごとの利用率を次の方法で算出するものとします。

なお、時間単位での算出が適さないものについては、日数、時間区分など、利用状況を把握できる単位によって算出することとします。

$$\text{サービスの利用率} = \frac{\text{年間利用時間}}{\text{年間利用可能時間}}$$

② 現状の利用者負担割合の算出方法

市が提供するサービスに要したコストに対し、どの程度利用者が負担しているのか、それぞれのサービスごとに次の方法によって算出するものとします。

$$\text{現状の利用者の負担割合} = \frac{\text{年間利用者負担総額}}{\text{年間コスト総額}}$$

(2) 使用料等の見直しにおける負担割合の考え方

この基準による利用者の負担割合は、サービスごとのコスト総額に対する負担割合を示すものであり、使用料等を見直す場合は、コスト総額に対する総負担額が負担割合の基準に適合するよう算定するものとします。

$$\text{基準に基づく利用者の負担割合} = \frac{\text{見直し後の使用料等の総額}}{\text{サービスごとのコスト総額}}$$

(3) 利用時間等による個別の使用料等の設定

サービスごとに設定している、昼間・夜間、平日・祝祭日、大人・子どもなど利用時間や利用対象者による料金は、それぞれのサービスの利用実態、利用者の要望等を勘案し、利用者の負担割合の適合する範囲内で別に定めるものとします。

なお、施設附帯設備・備品等の使用料金についても、利用者に分かりやすく、利用しやすいものとするよう、利用状況を踏まえたうえで施設使用料に一本化するなど、見直しを検討するものとします。

(4) 基準に基づく見直しの実施時期

市が提供するサービスについて、この基準に基づき毎年度利用者の負担額を算出した結果、現行と比較して５％以上の差が生じた場合は、そのサービスに対する使用料や手数料等の見直しを、指定管理者等による利用料金制を導入している施設を含め、速やかに実施するものとします。

(5) 手数料の見直し

証明書の発行等の手数料についても、利用者の求めに応じ、利用者個人のために役務を提供することで発生するコストに対する負担であるため、原則として利用者の全額負担とし、他のサービスと同様に、法令や国の基準等制度によって負担割合や負担額、算定方法が定められているものを除き、この基準により負担額を算出したうえで、速やかに見直すものとします。

(6) 徴収事務に伴うコストが負担を上回る場合の取扱い

この基準に基づき利用者に負担を求める必要があるもので、現在無料としているものについては、使用料等を徴収したときに、徴収事務に伴うコストが利用者負担額を上回るなど、徴収コストに見合わない場合は、利用者に負担を求めないことができるものとします（例：現在無料の無人施設などで基準に基づき新たに 100 円の利用者負担を求めるとき、その負担額を徴収するために 120 円のコストがかかる場合など）。

(7) 現在無料であるサービスの取扱い

現在無料であるサービスにおいても、基準に基づき利用者に負担を求める必要があるものは、使用料や手数料等の見直しを行うこととしますが、同種同等の有料サービスがある場合は、それらのサービスの負担割合との均衡を確保しつつ見直すものとします。

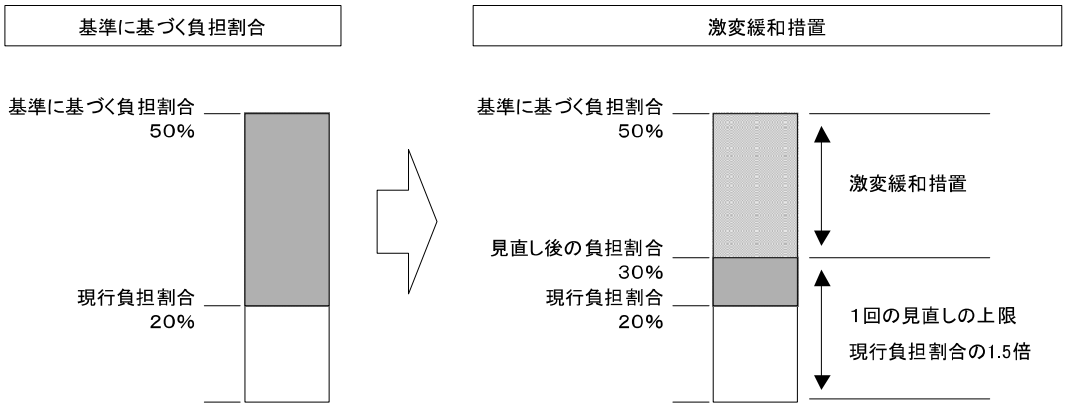
(8) 激変緩和措置

使用料等の見直しによって利用者に新たな負担を求める場合は、急激な負担増加とならないよう、見直しは現行の負担割合の２分の１を上限額として実施し、３年後に再度見直しを行うものとします。

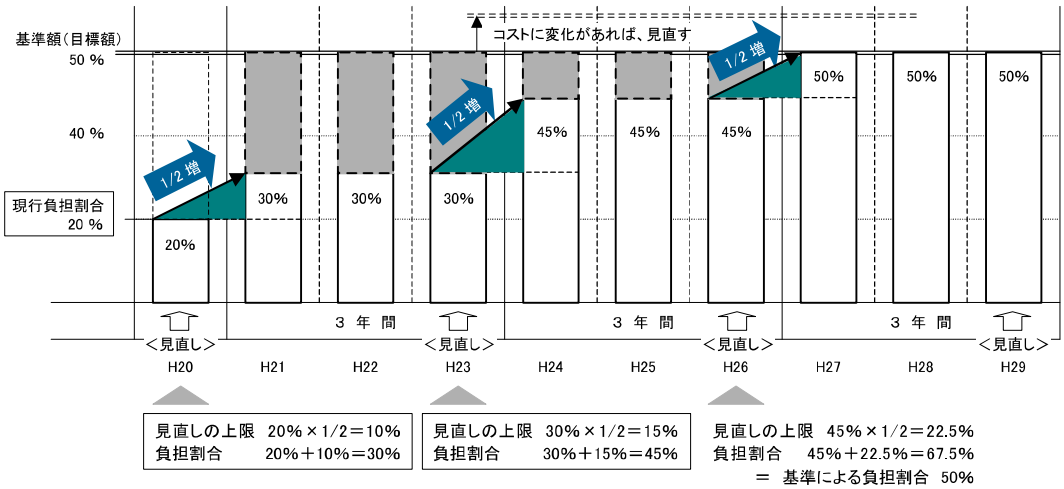
計算例：　基準に基づく負担割合が 50%で、現行負担割合が 20%の場合

見直しの上限　20 % ＋（ 20 % × 1／2 ）＝ 30 %

○ 激変緩和の考え方



○ 見直しによる利用者負担の変化



（別表）　サービスの類型による位置付け

公益的

この表に示していないサービスについては、同種同等のサービスの位置付けを類推適用する。

（注）　役務提供　　は、具体的な施設の例示である。

施設提供　　は、法令等に負担割合が示されているものである。

1

- 就職相談
- 緑化普及森林保全
- 法律相談・悩みごと相談
- 出張コンサート
- 図書館
- 精神障害者社会復帰施設
- 子育てサポーター養成
- 男女共同参画活動支援
- 保健センター
- 共同作業所
- 手話通訳者養成
- 青少年育成
- 給食センター・共同調理場
- 交流施設
  - ふれあい交流ひろば
- 人権擁護人権同和
- スポーツ大会
- 公衆トイレ
- 公民館啓発講座
  - 公民館
  - 農村改善施設
  - 隣保館
- 街区・地区公園
- 地域集会施設
- 障害者・児童相談
- 予防接種
- 健康相談保健指導
- 乳幼児健診
- 小学校・中学校
- 結核検診
- 消防
- 救急

2

- 高等学校
- 展示施設
  - 博物館・博物館分館
  - 少年科学センター
- 自然園・植物園
- 動物園
- がん検診
- 市民健康診査
- 健康教室
- 高齢者インフルエンザ予防接種

3

- 運動公園体育館
- 市民プール
- テニスコート
- 社会体育施設
- 青少年錬成センター
- 生涯学習施設
  - 長野市民会館
  - 篠ノ井市民会館
  - 勤労者女性会館しなのき
  - 勤労青少年ホーム
  - 中高年齢労働者福祉センター
- 保育園
- 児童館児童センター
- 斎場

4

- 保健保養訓練センター
- 老人憩の家
- 戸隠鬼無里地区ケーブルテレビ
- 農産物加工施設

5

- 旅館・ホテル
- 入浴施設
- 食堂・売店
- ヘリポート
- キャンプ場
- 市営バス運行
- 中・小規模ホール
- 大規模ホール
  - ビッグハット
  - エムウェーブ
- 葬儀事業
- ホールコンサート
- 休憩施設付き菜園
- 牧場
- 市民菜園・農園
- 自動車駐輪場
- 自転車駐輪場
- 保健所一般クリニック
- 教室・講座
  - 生涯学習施設教養講座
  - 成人学校
  - 老人大学園
- ごみ処理
- 狂犬病予防注射
- し尿処理

A　B　C　D

私益的
個人的
市場的

← 裁量的　　義務的 →